



令和7年5月15日 津久見市役所 総務課

／軽自動車税種別割の納期限は6月2日（月）です／

軽自動車税種別割は、4月1日現在の登録上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。
※納期限を過ぎた場合は、督促手数料や延滞金が加算されます。

■減免制度について

＜公益のために使用する車両の減免＞

社会福祉法人等、公益のために直接使用すると認められる車両は申請により、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

＜身体障がい者等に対する車両の減免＞

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、一定の障がいの等級に該当する場合は、申請により、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

※減免は一人につき普通自動車又は軽自動車（原付を含む）のいずれか1台です。

※軽自動車税種別割の減免申請期限は納期限までです。期限内に申請がない場合は減免を受けることができません。

●問い合わせ／税務課 ☎0972-82-9512

令和7年度 地域懇談会（第1回）を開催します！

市長が各地域で意見交換を行う地域懇談会（第1回）を下記の日程で開催します。

※第1回は全地域が対象です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時 令和7年5月30日（金）19時～20時30分

場所 津久見市民会館 1階会議室

★令和7年度は10回程度開催予定です。

★第2回目以降の日程については、6月号の市報やホームページ等でお知らせします。

●問い合わせ／総務課 地域コミュニティ班 ☎0972-82-9500